

# 財政金融委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	浅尾 慶一郎 (民主)	段本 幸男 (自民)	広田 一 (民主)
理事	愛知 治郎 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	広野 ただし (民主)
理事	中島 啓雄 (自民)	舛添 要一 (自民)	峰崎 直樹 (民主)
理事	山下 英利 (自民)	溝手 顕正 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	平野 達男 (民主)	若林 正俊 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	若林 秀樹 (民主)	大久保 勉 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	片山 虎之助 (自民)	大塚 耕平 (民主)	糸数 慶子 (無)
	金田 勝年 (自民)	主濱 了 (民主)	
	田村 耕太郎 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)	(17.2.8 現在)

### (1) 審議概観

第162回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院提出3件（うち、財務金融委員長2件）の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類226件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

#### 〔法律案の審査〕

**所得税法等の改正** 平成17年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、28兆2,100億円の特例公債の発行及び年金事業等の事務費に係る負担の特例措置を内容とする**平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**と一括して審議され、名目長期金利の上昇がプライマリーバランスの回復に与える影響、定率減税の縮減が家計と景気に与える影響、年金保険料を事務費に充当することの妥当性、今後の抜本的税制改革に向けた政府の取組等について質疑が行われた。その後民主党・新緑風会から、所得税法等改正案について、定率減税の縮減に関する規定の削減等を内容とする修正案が、また公債特例等法案について、年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する規定の削除を内容とする修正案が、それぞれ提出され、討論の後、両修正案は否決され、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

**保険業法の改正** 保険類似商品等を扱う根拠法のない共済、いわゆる無認可共済については、監督官庁や法規制が存在しないことに加え、一部の共済団体において勧誘や給付をめぐる契約者とのトラブルが発生し、契約者保護上の問題が指摘されていた。また、保険契約者保護制度については、保険会社の破綻時における実際の制度の運用を通じて、現行制度の見直しの必要性が指摘されてきた。こうしたことを背景に、根

拠法のない共済の契約者保護ルールの導入、保険会社の破綻時における保険契約の特性に応じた補償の見直し、平成18年度から20年度末までの生命保険のセーフティネットの財源措置の見直し等を内容とする**保険業法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、根拠法のない共済の実情と少額短期保険業者制度の在り方、制度共済を含めた横断的な規制を行う必要性、生命保険セーフティネットの制度趣旨と政府補助を継続することの是非等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

**証券市場の整備** 最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応して、公開買付制度や企業情報開示制度の信頼性を確保すると同時に、我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、**証券取引法の一部を改正する法律案**が提出された。なお、本法律案は、衆議院において、継続開示義務違反に対する課徴金制度を導入する等の修正が行われている。委員会では、衆議院修正により導入された課徴金の効果、証券取引所における親子会社上場の是非、外国証券会社の業務実態と擬似外国証券会社規制の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**偽造・盗難キャッシュカード被害の補償** 近年、偽造又は盗難されたキャッシュカード等を用いてATMにおいて預金が不正に引き出される事件が急増していることから、これらの払戻しに関する民法の特例を定めるとともに、不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置を講ずる**偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案**が提出された。委員会では、盗難通帳を用いた窓口取引による被害を補償の対象外とした理由、金融機関による適切な本人確認の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**その他** 平成16年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税負担の軽減を図る**平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、関税率等の改正、税関における水際取締りの強化等を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**が多数をもって、また、国際開発協会（IDA）の第14次増資に応じるための追加出資を政府に授権する**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**が全会一致をもって、それぞれ可決された。なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付された。

さらに、酒類小売業者の経営の改善の状況等にかんがみ、現在効力を有する緊急調整地域（1,274地域）の指定等に係る規定について、平成18年8月31日までの間、なおその効力を有することとする**酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。

**会社法案及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**について、法務

委員会に対し連合審査会の申入れを行うことを決定し、法務委員会及び経済産業委員会と連合審査会を行った。

#### 〔国政調査等〕

**3月8日**、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について伊藤内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、**3月15日**、消費税における本格的なインボイス方式導入の必要性、メガバンクと地域金融機関の不良債権比率と規制・検査の在り方、エネルギー税制の中での環境税の位置付け等について質疑を行った。

**3月18日**、予算委員会から委嘱された平成17年度財務省予算等の審査を行い、外国為替資金特別会計の外貨準備の当面の運用方針、家計及び企業の貯蓄投資差額に対する評価、現在の景気情勢の分析、金融システム安定化のために投入された公的資金の合計額及び国民負担として確定した額等について質疑を行った。

**3月31日**、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成16年12月3日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、**4月7日**、上記報告書に関し、ペイオフ解禁による資金移動状況とその評価、日銀が初めて取りまとめた「中期経営戦略」の意図、札割れ発生の要因、日銀のコンプライアンス確保のための対応策等について質疑を行った。

**4月19日**、G7における議論の成果と今後の政策展開、カネボウの決算訂正に関する事実関係、諫早湾の農道整備事業、キャッシュカード犯罪被害に係る税制上の措置等について質疑を行った。

**5月12日**、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成16年12月3日提出）について、伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。その後、金融再生プログラムの成果、東京証券取引所の株式上場の経緯、新銀行東京の事業計画の妥当性、足利銀行の更生計画の在り方等について質疑を行った。

**6月9日**、参考人斉藤産業再生機構社長、鶴島東京証券取引所社長及び藤沼日本公認会計士協会会長に対し、東証の自主規制機能の在り方、産業再生機構の行ったカネボウ上場維持要請の目的、ダイエーの再建に際し地域経済に配慮して行う必要性、名義株問題について監査人の関与の方策等について質疑を行った。

**6月28日**、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成17年6月17日提出）について、伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。その後、旧日本長期信用銀行とゴールドマン・サックス社とのフィナンシャル・アドバイザー契約を開示する必要性、人民元の切上げが日本経済に及ぼす影響、日本銀行の量的緩和政策等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年2月8日(火)(第1回)

- ・財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- ・平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長金田英行君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第2号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

### ○平成17年3月8日(火)(第2回)

- ・財政政策等の基本施策に関する件について谷垣財務大臣から所信を聴いた。
- ・金融行政に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

### ○平成17年3月15日(火)(第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、滝法務副大臣、七条内閣府副大臣、林田内閣府副大臣、下村文部科学大臣政務官、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

[質疑者] 峰崎直樹君(民主)、広野ただし君(民主)、大門実紀史君(共産)、愛知治郎君(自民)、山口那津男君(公明)、糸数慶子君(無)

- ・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 田村耕太郎君(自民)、山下英利君(自民)、西田実仁君(公明)

また、所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成17年3月18日(金)(第4回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算(衆議院送付)

平成十七年度特別会計予算(衆議院送付)

平成十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行)について谷垣財務大臣及び伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、

谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣、谷川外務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び同銀行理事平野英治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、平野達男君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、上田財務副大臣、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕若林秀樹君（民主）、広田一君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

#### ○平成17年3月22日（火）（第5回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、上田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕富岡由紀夫君（民主）、糸数慶子君（無）

- ・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院経済学研究科教授井堀利宏君及び早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員飯塚尚己君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、平野達男君（民主）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、糸数慶子君（無）

#### ○平成17年3月28日（月）（第6回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、今井総務副大臣、林田内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- ・質疑

〔質疑者〕大門実紀史君（共産）、尾立源幸君（民主）、平野達男君（民主）

- ・内閣総理大臣に対する質疑  
〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、若林秀樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- ・質疑  
〔質疑者〕広田一君（民主）、大塚耕平君（民主）  
（閣法第2号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無  
（閣法第12号）賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、無

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- ・関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）  
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成17年3月29日（火）（第7回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）  
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、上田財務副大臣、七条内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

- 〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）  
（閣法第28号）賛成会派 自民、民主、公明、無  
反対会派 共産  
（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無  
反対会派 なし

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

#### ○平成17年3月31日（木）（第8回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

#### ○平成17年4月7日（木）（第9回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。

- ・日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行理事稲葉延雄君、同銀行理事白川方明君、同銀行副総裁武藤敏郎君及び同銀行理事小林英三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 舛添要一君（自民）、広野ただし君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

#### ○平成17年4月19日（火）（第10回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・G7に関する件、カネボウの決算訂正に関する件、諫早湾の農道整備事業に関する件、キャッシュカード犯罪被害に関する件、北方領土隣接地域振興の財政措置に関する件、米州開発銀行沖縄総会に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 野上浩太郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- ・保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成17年4月21日（木）（第11回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第70号）賛成会派 自民、公明、共産、無  
反対会派 民主

#### ○平成17年5月12日（木）（第12回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、金融再生プログラムの成果に関する件、東京証券取引所に関する件、印紙税課税に関する件、為替政策に関する件、新銀行東京に関する件、足利銀行に関する件等について伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中島啓雄君（自民）、大塚耕平君（民主）、櫻井充君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成17年6月7日（火）（第13回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・会社法案（閣法第81号）（衆議院送付）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成17年6月9日（木）

法務委員会、財政金融委員会、経済産業委員会連合審査会（第1回）  
（法務委員会を参照）

○平成17年6月9日（木）（第14回）

- ・証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員江崎洋一郎君から説明を聴いた。
- ・証券市場をめぐる諸問題に関する件について参考人株式会社産業再生機構代表取締役社長斉藤惇君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君及び日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、大塚耕平君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成17年6月16日（木）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員江崎洋一郎君、同原口一博君、同早川忠孝君、同吉野正芳君、同谷口隆義君、伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、滝法務副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長鶴島琢夫君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、峰崎直樹君（民主）、大久保勉君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第71号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

○平成17年6月28日（火）（第16回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について伊藤内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、旧日本長期信用銀行とゴールドマン・サックス社

とのフィナンシャル・アドバイザー契約に関する件、三位一体改革に関する件、日本銀行の量的緩和政策に関する件、所得税の見直しに関する件、ローン担保証券の発行に関する件等について伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、今井総務副大臣、上田財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕平野達男君（民主）、広田一君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

#### ○平成17年8月2日（火）（第17回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（衆第23号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員江崎洋一郎君から趣旨説明を聴き、同葉梨康弘君、同松島みどり君、同石井啓一君、同江崎洋一郎君、同佐藤茂樹君、伊藤内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（衆第23号）賛成会派 自民、公明、共産、無  
反対会派 民主

なお、附帯決議を行った。

- ・酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（衆第25号）（衆議院提出）について提出者衆議院財務金融委員長金田英行君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第25号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無  
反対会派 なし

### （3）議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案  
（閣法第2号）

#### 【要旨】

本法律案は、平成17年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、平成17年度における公債の発行等の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成17年度の一般

会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成17年度一般会計予算において28兆2,100億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。

2 1による特例公債の発行は、平成18年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成17年度所属の歳入とする。

3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

## 二、年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成17年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設ける。

## 三、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

# 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

## 【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、定率減税を縮減するとともに、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等につき所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、個人所得課税

1 定率減税の規模を2分の1（現行、控除率20%、控除限度額25万円）に縮減する措置を、平成18年分以後の所得税について適用する。

2 寄付金控除の控除限度額を総所得金額等の30%（現行25%）相当額に引き上げる。

3 国民年金保険料等に係る社会保険料控除について、確定申告等の際に納付証明書の添付等を義務付ける。

### 二、金融・証券税制

1 特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算終了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす措置を講ずる。

2 金融先物取引による所得について、先物取引に係る雑所得等の課税の特例（差金等決済に係る所得の15%申告分離課税等）の対象に追加する。

### 三、国際課税

1 外国子会社合算税制について、次の措置を講ずる。

① 合算課税の対象となる留保所得から、所在地国における直接の人件費の10%相当額を控除する。

② 合算課税済留保所得を配当した場合の損金算入期間を5年から10年に延長する。

③ 合算課税の適用対象について、租税負担割合の著しく低い外国信託に留保した所得を含める。

2 民法組合等の外国組合員に係る所得について、20%の源泉徴収制度を創設する。

#### 四、中小企業関係税制

中小企業等基盤強化税制の対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る措置を追加するとともに、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の金額を2分の1に軽減する特例（いわゆるエンジェル税制）の適用期限を2年延長する。

#### 五、その他

1 人材投資促進税制として、教育訓練費の増加額の25%相当額を税額控除する制度を創設するとともに、中小企業については、この制度との選択制で、各年度の教育訓練費の総額に対して、教育訓練費増加率に応じた控除率による税額控除を認める。

2 民事再生法等の法的整理等が行われる場合に、債務者である法人について、資産の評価損益を計上する措置と期限切れ欠損金を優先控除する措置を一体的に講ずる。

3 登録検査機関等の登録等に対し、登録免許税の負担を求める措置を講ずる。

4 共同で現物出資をした場合の課税の特例の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

#### 六、施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成17年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成17年度の租税増収見込額は、約1,790億円である。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。

一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配慮し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を

行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。  
右決議する。

## 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取締りの強化及び通関手続の迅速化等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、暫定関税率の適用期限の延長及び関税の減免税制度の延長等

- 1 平成17年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。
- 2 平成17年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、その適用期限を3年延長するとともに、加工再輸入減税制度の対象品目を追加する。

#### 二、知的財産権侵害物品等の水際取締りの強化

- 1 特許権等の知的財産権を侵害するおそれのある貨物の認定手続において、権利者からの申請に応じ、当該貨物の見本を分解して検査することを承認する制度等を導入する。
- 2 不正競争防止法に規定する周知表示の混同を惹起する製品等を輸入禁制品に追加する。

#### 三、テロ対策等に係る水際取締りの強化及び通関手続の迅速化等

- 1 爆発物等の輸入禁制品への追加、指定保税地域における貨物管理の適正化を図る規定の整備等を行う。
- 2 法令を遵守する体制を整えている輸出者に対する輸出通関手続の迅速化のための制度を導入する。
- 3 関税に関する除斥期間等を延長する。
- 4 輸出貨物に係る税関職員の質問検査等に関する規定の整備、重加算税の導入等を行う。
- 5 構造改革特別区域における臨時開庁手数料の軽減措置を全国展開するための措置等を行う。

#### 四、その他

その他所要の規定の整備を行う。

#### 五、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。ただし、二、2及び三、2については、平成18年3月1日から、三、4については平成17年10月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成17年度一般会計の関税増収見込額は約4億9,000万円であ

る。

### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産権侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

## 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第29号)

### 【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第14次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会の第14次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、2,775億8,500万円の範囲内において、追加出資することができる。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

## 保険業法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）

### 【要旨】

本法律案は、経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、保険業法の適用範囲及び保険契約者保護制度の見直しを行うとともに、少額短期保険業者の特例の創設、特別勘定で経理された保険契約の

更生手続における取扱いの見直し、保険会社の子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、少額短期保険業者の特例の創設等

- 1 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても保険業に含め、原則として保険業法の規定を適用する。ただし、他の法律に特別の規定のあるもの、会社等が役員・使用人等を相手方として行うもの、労働組合が組合員等を相手方として行うもの、学校が学生等を相手方として行うもの等については、引き続き、保険業法の規定を適用しない。
- 2 少額短期保険業者（一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者）に係る登録制度を設けるほか、当該事業者の業務運営に関する措置、募集規制、業務報告書の提出、内閣総理大臣による検査・監督、保険契約の包括移転等に関する規定を整備する。
- 3 特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業者に対して2年間の移行期間を設ける等、所要の経過措置を講ずる。
- 4 本法律の施行後5年以内に、少額短期保険業者その他の保険業に係る制度について検討を加え、必要な措置を講ずる。

#### 二、保険契約者保護制度の見直し等

- 1 保険契約者保護のために契約の存続を図る必要性が低いこと等の特性を有する保険契約について、保険会社等の破綻後一定期間はその特性に応じた補償を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。また、当該保険会社等の破綻処理に際しては、破綻等が生じた時以後に発生する解約返戻金等のうち当該保険契約に係るものについて、他の保険契約に係る解約返戻金等に比べて不利な内容を伴う契約条件の変更等ができないよう措置する。
- 2 保険会社の破綻処理時の責任準備金等の補償率については、保険契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して定める。
- 3 保険金等が運用実績に連動する保険契約に関し、特別勘定における分別管理の義務規定を設けるとともに、当該保険契約について、保険会社の破綻処理時に責任準備金を削減しない旨の取扱いを可能とするため、更生手続における当該契約の取扱いを見直す。
- 4 平成18年度から平成20年度末までの間に破綻した生命保険契約者保護機構の会員である保険会社の破綻処理において、資金援助等に要した費用を会員の負担金のみで賄うことが困難と認める一定の要件を満たす場合には、政府は、予算で定める金額の範囲内で、当該機構に対し、当該費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。
- 5 本法律の施行後3年以内に、生命保険契約者保護機構の資金援助等の費用にかかる負担の在り方や4に関する規定の継続の必要性について検討を行い、適切な見直しを行う。

#### 三、その他

- 1 保険会社は、船主相互保険組合の業務の代理等を行うことができる。また、船主相互保険組合は、内閣総理大臣の承認を受けて、損害保険会社等の業務の代理等及び船舶等の出資者等に係る損害保険事業を行うことができる。
- 2 従属業務を営む子会社として保険会社又は保険持株会社が保有することができる子会社の範囲を拡大し、当該保険会社又は保険持株会社及びそれらの子会社以外のこれらに類する者が営む業務のためにその業務を営んでいるものも含める。

#### 四、施行期日

この法律は、保険契約者保護制度の見直し等に係る規定については、平成18年4月1日から、その他の規定については、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

#### 【要旨】

本法律案は、最近の証券市場をめぐる情勢の変化に対応し、及び我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、公開買付制度の適用範囲の見直し及び親会社等状況報告書制度の導入並びに外国会社等の英文による開示制度の導入等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、公開買付制度の適用範囲の見直し

公開買付制度の適用対象となっていない証券取引所内における取引のうち、競売買によらない取引で内閣総理大臣が定めるものについて、買付け等後の株券等所有割合が3分の1を超える場合には、公開買付制度を適用する。

#### 二、親会社等状況報告書制度の導入

子会社が上場会社であって、親会社が上場していないこと等により、親会社の企業情報が開示されていない場合、その親会社に対して、親会社自身の株式の所有者に関する事項等を記載した親会社等状況報告書の提出を義務付ける。

#### 三、外国会社等の英文による開示制度の導入

外国会社等が本国等において適切な開示基準に基づいて英語による開示を行っている場合等には、日本語による要約等を添付すること等を前提として、現行の日本語による有価証券報告書等の提出に代えて、外国会社等の本国基準に基づく英語による有価証券報告書等の提出を認める。

#### 四、施行期日

この法律は、平成17年12月1日から施行する。ただし、一については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

#### 一、継続開示義務違反に係る課徴金制度の創設

継続開示義務違反について、課徴金の制度を導入し、その課徴金の額については、有価証券報告書等の虚偽記載の場合、300万円を原則とし、虚偽記載時の株式時価総額の

- 0.003%相当額が300万円超の場合は、その金額とする。
- 二、経過措置等に関する規定の追加

### 平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第2号）

#### 【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成16年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成16年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討の中で、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についてもできる限り早急に結論が得られるよう検討を行うこと。  
右決議する。

### 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律案（衆第23号）

#### 【要旨】

本法律案は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等による被害が多数発生していることにかんがみ、これらのカード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等に関する民法の特例等について定めるとともに、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を講ずることにより、これらのカード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護を図り、あわせて預貯金に対する信頼を確保し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定に資するため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、偽造カード等又は盗難カード等を用いた機械式預貯金払戻し等に係る預貯金者の保護等
  - 1 カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等については、民法第478条（債権の準占有者に対する弁済）の規定を適用しない。ただし、預貯金契約に基づき交付さ

れた真正カード等（盗難カード等を含む。）を用いて行われた機械式預貯金払戻し等については、この限りでない。

- 2 偽造カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等は、預貯金者の故意又は重大な過失により当該払戻し等が行われたときに限り、その効力を有する。
- 3 盗難カード等を用いて行われた機械式預貯金払戻し等について、預貯金者は、カード等が盗取されたことを認めた後、速やかに金融機関に対し盗取された旨の通知を行ったことその他、本法律案に規定する要件のいずれにも該当するときは、金融機関に対し、当該払戻し等の額に相当する金額の補てんを求めることができる。これを受け、金融機関は、当該払戻し等が預貯金者の故意又は重大な過失等により行われたことを証明した場合を除き、補てん対象額に相当する金額を補てんしなければならない。ただし、当該払戻し等が預貯金者の過失により行われたことを証明した場合には、補てんしなければならない金額は補てん対象額の4分の3に相当する金額とする。
- 4 3の補てん対象額は、原則として、預貯金者が金融機関にカード等が盗取された旨の通知を行った日の30日前の日以後に行われた当該不正な払戻し等の額に相当する金額とする。なお、当該通知がカード等の盗取が行われた日から2年を経過する日後に行われたときは、3の規定を適用しない。
- 5 1から4の規定に反する、預貯金者に不利な特約は無効とする。

## 二、偽造カード等又は盗難カード等を用いた機械式預貯金払戻し等の防止措置等

- 1 金融機関は、不正な機械式預貯金払戻し等を防止するためのシステムの整備、容易に推測される暗証番号が使用されないような措置等を講ずること。また、これらの措置の実施に伴う預貯金者の負担への配慮や利便性の確保に努めること。加えて、機械式預貯金払戻し等の状況について、ビデオテープ、写真その他の記録媒体への記録、保存等を行うとともに、預貯金者からの資料提供等の求めに誠実に協力すること。
- 2 国又は都道府県は、1の措置の実施状況を把握するとともに、金融機関が適切な措置を講ずるよう必要な措置を講ずること。
- 3 預貯金者は、カード等及び暗証番号の適切な管理に努めること。

## 三、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。一については、この法律の施行の日以後に行われる機械式預貯金払戻し等について適用する。

## 四、その他

- 1 この法律の施行前に偽造カード等又は盗難カード等を用いた不正な機械式預貯金払戻し等により損害が生じた預貯金者に係る金融機関による当該損害の賠償又は補てん等については、この法律の趣旨に照らし、最大限の配慮が行われること。
- 2 この法律の規定については、預貯金者の一層の保護等を図る観点から、施行後2年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

### 【附帯決議】

政府、金融機関その他の関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の

配慮をすべきである。

- 一 金融機関の窓口における不正な預貯金の払戻しについて、速やかに、その防止策及び預貯金者の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。
- 一 インターネットバンキングに係る犯罪等については、速やかに、その実態の把握に努めその防止策及び預貯金者等の保護の在り方を検討し必要な措置を講ずること。
- 一 金融機関は、盗難カード等を用いて行われた不正な機械式預貯金払戻し等に係る損害の補てん請求の要件とされる「十分な説明」とは、盗取に関する状況について一般的かつ客観的に十分な説明が行われることであり、また、その預金者が置かれた状況にかんがみて十分な対応、情報提供を行っているかどうかで判断されるものであることに留意して対応すべきものであること。
- 一 金融機関は、預貯金者の過失の有無については、暗証番号を生年月日等の類推されやすいものとしてただけで直ちに過失があるものと判断してはならないこと、また、預貯金者の重大な過失の有無については、他人に暗証番号を知らせた場合、暗証番号をカード等の上に書き記した場合、カード等を安易に第三者に渡した場合その他これらと同等程度以上に注意義務違反が著しい場合に限られることに留意して対応すべきものであること。
- 一 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のための措置等を適切に講じ、この法律の施行後2年を目途として、強固なATMシステムを構築するよう努めること。また、これに要する費用について、安易に預貯金者への転嫁を行わないよう努めること。
- 一 金融機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の防止のために導入を進めているICカード化、生体認証等について、できるだけ早期に規格の統一又は互換性の確保を図り、預貯金者の利便に支障を生じないように努めること。
- 一 金融機関は、この法律に基づく預貯金者に対する補てん等に伴い生じる負担を回避するため、一方的な利用限度額の著しい引下げその他の利用の制限を行うことにより預貯金者へのサービスの低下を招くことがないように努めること。
- 一 金融機関及び捜査機関は、偽造カード等又は盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等の被害を擬装した犯罪を防止するための対策に関し連携を図ること。

右決議する。

## 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律案 (衆第25号)

### 【要旨】

本法律案は、酒類小売業者の経営の改善の状況等にかんがみ、現在効力を有する緊急調整地域の指定等に係る規定について、平成18年8月31日までの間、なおその効力を有することとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、緊急調整地域の指定等に関する経過措置

1 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）が失効する平成17年8月31日において現に効力を有する緊急調整地域（1,274地域）の指定は、平成18年8月31日までの間、なおその効力を有する。

2 1の緊急調整地域の指定について、酒類小売業免許の付与の制限等に係る緊急措置法の規定は、平成18年8月31日までの間、なおその効力を有する。

3 公正取引委員会への措置請求等に係る緊急措置法の規定は、平成18年8月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

## 二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、三については、平成17年9月1日から施行する。

## 三、検討

政府は、おおむね1年を目途に、改正後の緊急措置法附則第5条の規定（緊急調整地域の指定等に関する経過措置）によりなお効力を有することとされる同法の規定の施行の状況、未成年者の飲酒防止に関する取組、酒類の適正な販売管理の確保及び酒類小売業者の経営の改善の状況並びに酒類の取引の実態等を勘案し、青少年の健全な育成の重要性、地域社会において果たすべき酒類小売業者の役割その他酒類及び酒類小売業の特性を十分に踏まえた制度を整備するとともに酒類に係る取引の公正を確保する観点から、酒類の販売業免許の制度及びこれに関連する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 四、その他

その他所要の規定の整備を行う。